## 次期公共交通計画策定に係るスケジュールについて

東郷町地域公共交通計画の計画期間が、令和8年度に満了するにあたり、「次期東郷町公 共交通計画」の策定準備を進めます。

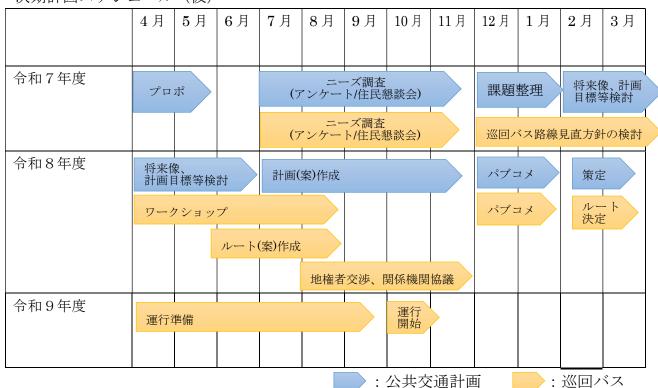
## 1 地域公共交通計画とは

- ・「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に規定される法定計画である。
- ・「地域にとって望ましい地域旅客サービスの姿」を明らかにする地域公共交通のマスタープランである。
- ・地方公共団体が作成主体となる。

## 2 現行計画について

策定年月	令和3年3月
計画期間	令和3年度から令和8年度
改訂	令和5年度に中間評価を実施、改訂

## 3 次期計画スケジュール(仮)



(参考) R3.4.1 路線見直しスケジュール

H30 年度 アンケート、再編素案作成、意見交換会、再編案修正

H31年度 交通会議 (再編案提示)、タウンミーティング (再編案提示)

R2 年度 公共交通会議協議、承認

R3.4 運行開始